

## ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、福島県内の重要な社会資本の維持管理、及び関連する技術者の育成を通して、安全・安心な県土の保全を実施し、これらを通じて地域の再生、活性化を図ることを目的とする。

（協議会の業務）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1） 人材育成講座に関すること
- （2） 人材育成講座に関する認定試験及び試験の合否判定に関すること
- （3） 事業計画に関すること
- （4） その他前条の目的を達成するために必要な活動

（構成及び運営）

第4条 協議会の下に幹事会を設置し、協議会及び幹事会の構成や運営は以下のとおりとする。

（1） 協議会

- ア 協議会は、別表－1に掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。
- イ 協議会の会長は、委員の互選により学識経験者から選任し、会長は会務を統括する。
- ウ 協議会の副会長は、会長が行政機関・産業界から各1名を指名し、副会長は会長を補佐する。会長が事故などによる不在の場合は、副会長がその職務を代理する。
- エ 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに開催する。
- オ 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- カ 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- キ 協議会の会議は、委員が指名した者を代理として会議に出席させることができる。この場合、委員が出席したものとみなす。
- ク 協議会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ケ 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- コ 委員は本人の申し出により協議会の承認をもって辞任することができる。
- サ 委員は協議会の承認により就任することができる。

## (2) 幹事会

- ア 幹事会は、協議会の事業を調整するために設置する。
- イ 幹事会は、別表－２に掲げる者（以下「幹事」という。）で構成する。
- ウ 幹事会の幹事長は、幹事の互選により行政機関から選任し、幹事長は会務を統括する。
- エ 幹事会の副幹事長は、幹事長が行政機関から指名し、副幹事長は幹事長を補佐する。幹事長が事故などによる不在の場合は、副幹事長がその職務を代理する。
- オ 幹事会の会議は、幹事長が必要と認めるときに開催する。年度の初会議は協議会会長の発議により開催する。
- カ 幹事会の会議は、幹事長が議長を務める。
- キ 幹事会の会議は、幹事の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- ク 幹事会の会議は、幹事が指名した者を代理として会議に出席させることができる。この場合、幹事が出席したものとみなす。
- ケ 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求めることができる。
- コ 幹事は本人の申し出により幹事会の承認をもって辞任することができる。
- サ 幹事は幹事会の承認により就任することができる。

### (規約の変更)

第5条 この規約は、協議会において委員総数の過半数の議決を経なければ変更することが出来ない。

### (事務局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局は、(一社) 福島県建設産業団体連合会に置く。

### (守秘義務)

第7条 委員、幹事及び事務局は審議事項で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において決定するものとする。

### (附則)

本規約は、平成29年7月11日から施行する。

別表－1

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会 (案)				
	所 属	職 名	氏 名	備 考
委員	日本大学工学部	教 授	中村 晋	学識
委員	日本大学工学部 (兼ふくしまインフラ長寿命化研究会会長)	教 授	岩城 一郎	学識
委員	福島工業高等専門学校	教 授	芥川 一則	学識
委員	一般社団法人福島県建設産業団体連合会	会 長	小野 利廣	産業
委員	一般社団法人福島県建設業協会	会 長	小野 利廣	産業
委員	一般社団法人福島県測量設計業協会	会 長	児玉 史朗	産業
委員	福島県法面保護協会	会 長	相良 政博	産業
委員	一般社団法人福島県地質調査業協会	会 長	佐藤 宗弘	産業
委員	公益社団法人日本技術士会東北本部福島県支部	支部長	畠 良一	産業
委員	福島県土木施工管理技士会	会 長	長谷川 浩一	産業
委員	一般財団法人ふくしま市町村支援機構	専務理事	伊藤 政宏	産業
委員	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	所 長	石井 宏明	行政
委員	福島県土木部	部 長	大河原 聡	行政

別表－2

幹 事 会 (案)				
	所 属	職 名	氏 名	備 考
幹事	日本大学工学部	教 授	中村 晋	学識
幹事	日本大学工学部 (兼ふくしまインフラ長寿命化研究会会長)	教 授	岩城 一郎	学識
幹事	日本大学工学部	准教授	仙頭 紀明	学識
幹事	ふくしまインフラ長寿命化研究会	幹 事	高橋 明彦	産業
幹事	一般社団法人福島県建設業協会	維持補修技術検討WG 委員長	森崎 英五朗	産業
幹事	一般社団法人福島県測量設計業協会	理 事	小林 新一	産業
幹事	一般社団法人福島県法面保護協会	技術委員長	長尾 裕	産業
幹事	一般社団法人福島県地質調査業協会	理 事	鈴木 克久	産業
幹事	公益社団法人日本技術士会東北本部福島県支部	顧 問	長尾 晃	産業
幹事	福島県土木施工管理技士会	副会長	森川 学	産業
幹事	一般財団法人ふくしま市町村支援機構	構造保全課長	小坂 浩一	産業
幹事	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	計画課長	加藤 桂一	行政
幹事	福島県土木部	次長 (企画技術担当)	杉 明彦	行政
幹事	福島県土木部	土木企画課長	相澤 広志	行政
幹事	福島県土木部	道路管理課長	吉成 隆	行政